

令和9年度西原町予算編成方針

令和8年10月

1. 地方財政収支の仮試算

令和8年8月31日に総務省から公表された「令和9年度地方財政収支の仮試算」によると、都道府県・市町村全体の次年度の歳入歳出総額の見込みは、104.4兆円となり、対前年度比1.9%増（前年度は1.8%増）となった。

歳出においては、令和8年度人事院勧告等の反映に伴う給与関係経費が対前年度比3.3%増（前年度は3.8%増）、社会保障関係費の増加や物価高騰に伴う委託料等の増により一般行政経費が同3.5%増（前年度は2.0%増）、さらに物価高騰への対応に伴う投資的経費が同2.4%増（前年度は増減なし）となっている。

歳入においては、地方税等が対前年度比1.3%増（前年度は2.1%増）、地方交付税が同4.3%増（前年度は2.0%増）となり、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税を合計した「一般財源」は、73.6兆円となり対前年度比2.2%増（前年度は2.0%増）となっている。

また、国の令和9年度予算編成においては、「デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する」と示されており、本町においてもこうした国の動向を踏まえ、適切な価格転嫁の取組が求められている。

さらに、「従来続いていた大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置する」との方針に変わっており、これまでのような国の補正予算を頼りにした事業計画は見直しが必要である。

令和9年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(通常収支分)					(単位:兆円)
区分	R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
地方税等	51.0	51.7	0.7	1.3	中長期的経済財政に関する試算(令和8年7月30日内閣府)等を踏まえて試算
地方税	47.8	48.5	0.6	1.3	
地方譲与税	3.2	3.2	0.0	0.5	
地方特例交付金等	0.8	0.9	0.0	6.1	
地方交付税	20.2	21.1	0.9	4.3	
国庫支出金	17.7	18.0	0.3	1.5	
地方債	6.1	6.3	0.1	2.0	
うち臨時財政対策債	-	-	-	-	
その他	6.6	6.6	△0.0	△0.0	
計	102.4	104.4	2.0	1.9	
うち一般財源	72.0	73.6	1.6	2.2	注1参照
うち(交付団体ベース)一般財源	67.5	69.1	1.6	2.3	

(単位:兆円)					(単位:兆円)	
区分	R8計画 A	R9仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方	
給与関係経費	24.0	24.8	0.8	3.3	R8人事院勧告(令和8年8月7日)等を反映	
退職手当以外	22.8	23.6	0.8	3.5		
退職手当	1.2	1.2	0.0	0.0		
一般行政経費	45.5	47.1	1.6	3.5	社会保障関係費等の増	
補助	28.0	29.2	1.2	4.2	R8年度同額	
単独	14.4	14.8	0.4	2.5		
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.6	0.1	3.9		
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0		
地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0		
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0		
投資的経費	12.5	12.8	0.3	2.4		R8年度同額
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0		
単独	6.8	7.1	0.3	4.4		
維持補修費	1.6	1.7	0.1	4.6		
公営企業繰出金	2.4	2.4	0.1	2.3	R8年度同額	
公債費	10.8	11.1	0.4	3.5		
地域未来基金費	0.4	-	△0.4	△100.0		
臨時財政対策償還基金費	0.8	-	△0.8	△100.0		
水準超経費	4.5	4.5	0.0	0.0		
計	102.4	104.4	2.0	1.9		
うち一般歳出	85.1	87.5	2.4	2.9		

注1 地方交付税の要求の考え方等については、「令和9年度 地方交付税の概算要求の概要」とのとおりである。

2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。

3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設や補正予算依存からの脱却などの国の予算編成の転換に対応しつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。あわせて、公共施設等適正管理推進事業費の取扱いや地域未来戦略の推進も含め、「令和9年度の地方財政の課題」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4 仮試算の歳入のうち自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止及び軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収分については、令和8年度で党税制改正大綱等を踏まえ、令和8年度と同様に地方特例交付金により補填する措置を仮置きしている。

5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

※ 委託料、投資的経費等の物価高対応については、R8年度の増加額と同額の0.6兆円を増額計上

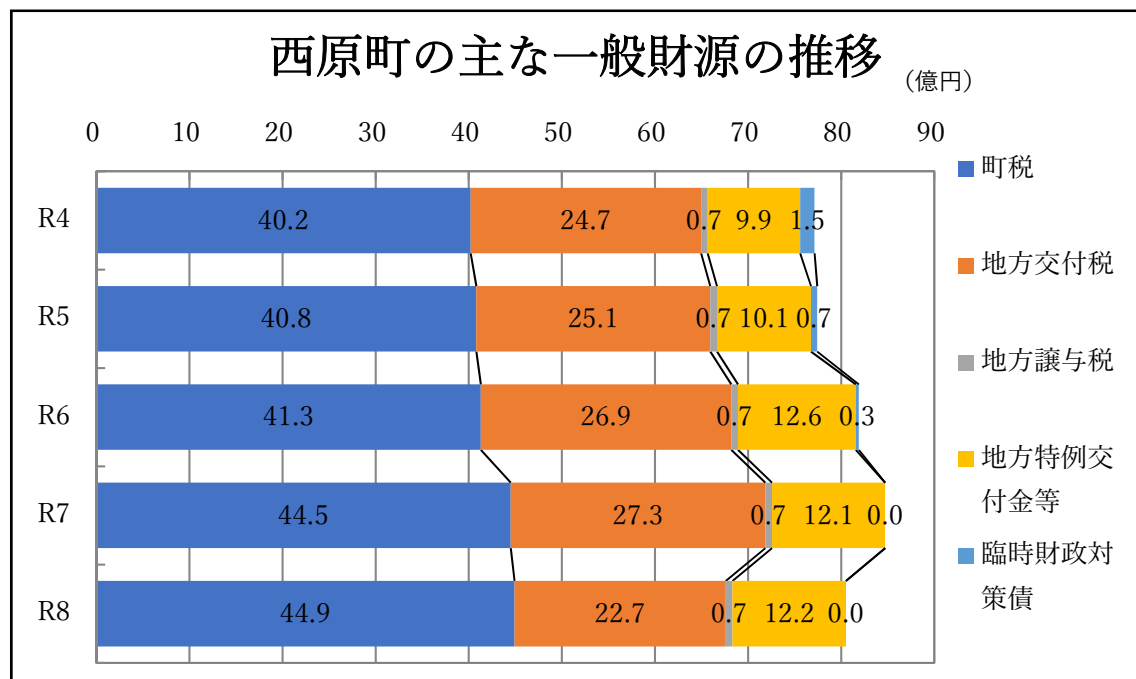
2. 本町の財政状況

(1) 歳入（一般財源額等）

令和7年度決算における一般財源等の総額は、令和6年度決算と比較して2.8億円増の84.6億円となった。

このうち町税は、個人住民税（所得割）および固定資産税の増を主な要因として、令和6年度決算額から3.2億円増の44.5億円となった。また、地方交付税は、臨時経済対策分等の配分が0.4億円増となったことにより、同0.4億円増の27.3億円となった。

町税及び地方交付税は令和4年度以降、増加傾向にあるものの、これらは社会情勢や国の動向に大きく左右されるものである。したがって、楽観視することなく引き続き安定的な財源確保に努める必要がある。



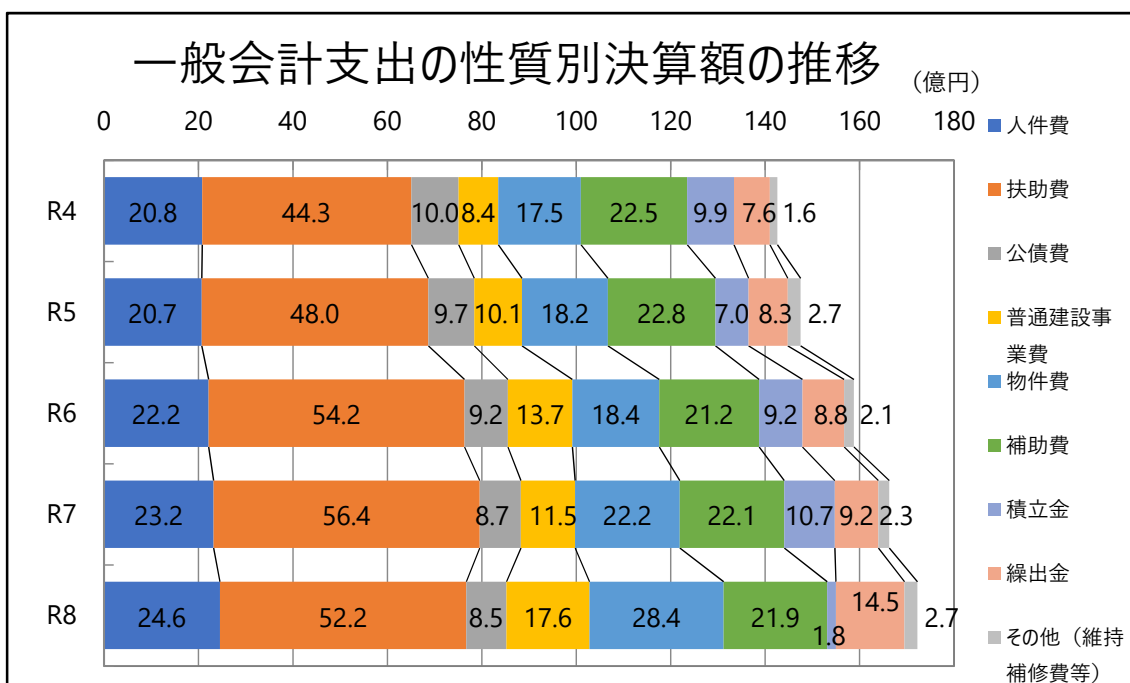
※R8は9月補正までの予算額

(2) 歳出（性質別）

令和7年度決算における歳出総額は、令和6年度比7.5億円増の166億円となった。

性質別にみると、人件費は23.2億円で1.0億円の増、扶助費は、物価高対応子育て応援手当給付金（18歳以下1人につき2万円）等の実施により2.2億円増の56.4億円となった。扶助費は令和4年度と比較して約1.3倍（12.1億円）に増加しており、近年続く物価高騰等に伴う臨時的経費を除いても、社会福祉費や児童福祉費等の増加傾向が続いている。また、物件費は、小中学生の学習用タブレット更新等により3.8億円増の22.2億円となっている。

公債費は現時点で年々減少傾向にあるものの、今後予定されている西原東小学校や学校給食共同調理場の建替えに伴い、将来的に増加に転じることが見込まれている。そのため、これらを見据えた計画的な財政運営が求められる。



※R8は9月補正までの予算額

3. 本町の財政見通し

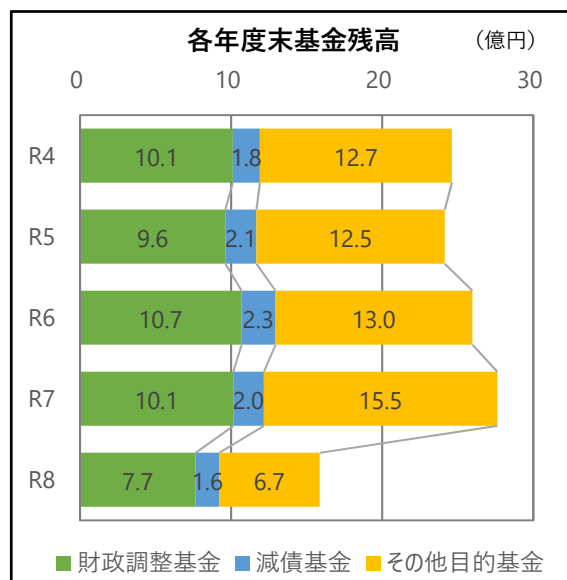
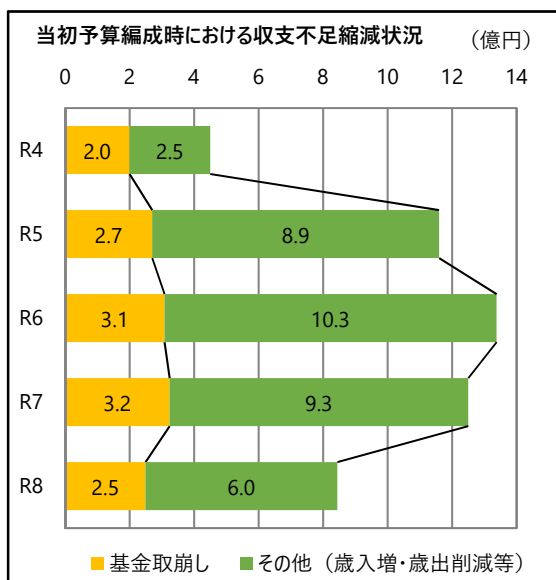
これまで本町は、当初予算編成において生じる収支不足を財政調整基金の取崩し等で補ってきた結果、基金残高が大幅に減少し、予断を許さない財政状況が続いていた。その後、「予算編成緊急アクションプラン第二次（H30～R3）」および「財政シミュレーションと対策」の実行により、令和3年度以降は財政健全化に向けて一定の改善が見られてきた。

しかしながら、近年の物価高や人件費の高騰など、避けることのできない経費の増加により、財政状況は再び厳しさを増しているのが現状である。

加えて、扶助費の大幅な増加をはじめ、義務教育施設等の公共施設の老朽化に伴う早急な対応、新ごみ処理施設建設に伴う南部広域行政組合への負担金の大幅な増加、さらには国民健康保険特別会計の単年度赤字への補てんが見込まれるなど、本町の財政を取り巻く環境は引き続き楽観視できない状況にある。

こうした中、令和9年度から国が実施する2年間の食料品の消費税率引き下げ（8%→1%）が閣議決定されている。減税後の1%相当分についても、所得に連動した給付制度（就業者負担軽減支援金）の先行導入により消費税の「実質ゼロ化」を実現する方針とされている。

これらに伴う本町の減収分や給付制度の財源については地方特例交付金等で補てんされる見通しであるものの、本町においては恒久的に給付事務を担うことによる人的負担が生じる見込みである。また、今後における国からの財源補てんの継続性についても、引き続き動向を注視する必要がある。



※R8基金残高は9月補正時点

4. 予算編成方針

以上を踏まえ、厳しい財政状況の中であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」に掲げる将来像の実現に向けて、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。

職員におかれては、現在の財政状況を念頭におき、前例踏襲することなく、ゼロベースで事業を見直し、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、常に事業の意義や改善を意識し、自治体DXの推進と一体となった行政改革を進めることで、行財政運営のスリム化・効率化を図ること。あわせて、各種補助金の積極的な活用による財源確保に努め、真に必要な町民サービスを提供できる予算要求を行うこと。

令和9年度予算は次にあげる事項に留意の上、編成することとする。

- 1 実行計画に計上した事業であっても、課内で優先順位を十分精査し、安易にすべての事業を要求することのないようにすること。“あれもこれも”ではなく“あれかこれか”という選択と集中の視点で緊急かつ効果の高いものを優先的に要求すること
- 2 近年の物価高騰や賃上げの流れに対応するため、各種要求額の積算においては、適切な価格転嫁が反映されるよう努めること。
- 3 地域等からの要望・要請に対する回答のうち、財政支出が伴うものについては、必ず事前に企画財政課と調整すること。特に懸案事業や複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関や関係課と協議し、必要に応じて三役調整を行うこと。
- 4 安定的な財源確保の手段として、口座振替による納付の推進に加え、新たな財源の確保に努めること。また、これからの自治体運営のあり方を見据え、会議のペーパーレス化や窓口受付時間短縮により生み出された時間を活用し、生成AI等のデジタル機器活用による業務改善を進めるとともに、職員研修等を通じた人材育成と資質向上に積極的に取り組むこと。
- 5 国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とすること。事業が廃止となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関係機関との調整等の検討に早期着手すること。
- 6 特別会計及び公営企業会計については、関係職員一人一人が事業経営者としてコスト意識を持ち、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、経営健全化に取り組むこと。